

2021年4月26日

保護者各位

甲陽学院高等学校

校長 今西 昭

緊急事態宣言を踏まえた本校の対応について

新型コロナウイルス感染症の流行が大きく拡大している状況を受け、兵庫県、大阪府、京都府に対し「緊急事態宣言」が発令されました（4月25日から5月11日まで）。それを受け、兵庫県から学校活動に対する指針が示されております。その内容を踏まえ、本校では当該期間中、次のように対応いたします。

1. 教育活動

- ・時差登校については現行のかたちを継続します。
- ・クラブ活動は基本的に活動量を半分にします（隔日練習、分散練習、時間短縮など、クラブの実情にあわせた方法によります）。クラブ活動を行う場合でも下校時刻は、月曜～金曜は17時30分まで、土曜は16時までとします。
- ・クラブ活動については原則として県内での活動にかぎります（※全国大会につながる試合など兵庫県が定める例外があります）。大型連休を含む休日のクラブ活動は、試合前の最低限の調整のみ認めます。
- ・授業のなかで感染リスクが高いとされる活動をする場合は、とくに換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底します。
- ・5月11日に予定されている体育祭は、無観客での実施とします。テントを増やして密を避ける、競技によりマスクを着用させる、など感染防止をはかり、予行は行いません。（感染状況によっては中止することもあります。）

2. 感染予防

- ・生徒に健康観察、手洗いの励行、マスクの着用等の徹底をお願いします。
- ・生徒、保護者または同居家族が感染症となった場合や、その疑いがある場合は、保健所の指示に従うとともに、登校を控えてください。（詳細は次ページの表をご覧ください。）なお、この場合、欠席扱いにはなりません。登校再開後その旨の「届」をご提出ください。

◎登校を控える場合と期間

A. 生徒本人の状況

1	発熱や風邪症状がみられる場合（呼吸症状、倦怠感等を含む）	治癒するまで（医師が登校すべきでないとした期間）
2	濃厚接触者に特定された場合	保健所から指定された期間（目安は14日間）
3	PCR・抗原検査の対象となった場合	医師・保健所から指定された期間
4	感染が判明した場合	治癒するまで（主治医・保健所の判断）

B. 同居家族の状況

1	発熱や風邪症状がみられる場合（呼吸症状、倦怠感等を含む）	同居家族の症状が消失するまで
2	濃厚接触者に特定された場合	同居家族の検査結果が判明するまで（陰性なら登校可）
3	PCR・抗原検査の対象となった場合	同居家族の検査結果が判明するまで（陰性なら登校可）
4	感染が判明した場合	A-2、A-3へ

*表のB-1については感染状況がレベル2・3の場合に適用される規定です（現時点では適用されません）。また、B-2、B-3で陰性であっても医師や保健所からの指示がある場合はそれに従ってください。

◎「兵庫県教育委員会から高校生・保護者の皆さんへ」（2021年4月）

- ・毎日の検温、手洗いを徹底する マスクの着用を徹底する
- ・マスクを外しての会話は行わない（食事中、部室内等でのミーティング時、登下校中、屋外や公共交通機関等）
- ・部活動、学校行事などにおける感染のリスクの高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底する
- ・部活動の対外試合等においては必要最小限の人数で参加し、部員以外の生徒や保護者の観戦は控える
- ・不要不急の外出はしない
- ・路上やコンビニ等で集まらない
- ・感染対策を行っていない飲食店、カラオケ店などへの出入りを自粛する